

# 和歌山県資源管理方針

令和2年12月1日 策定

令和3年6月4日 最終変更

## 第1 資源管理に関する基本的な事項

### 1 漁業の状況

本県の海面漁業は、近年の生産量でおおむね15,000～25,000トン、生産額は100～200億円で推移している。また、漁業就業者数は、約2千人であり、多くの沿岸地域において、水産業は中核的な産業となっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及

び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 その他

知事は、遊漁者に対し、和歌山県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 和歌山県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まいわし太平洋系群」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

和歌山県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を和歌山県まいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「省令」という。）第 70 条第 1 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、敷網漁業（和歌山県漁業調整規則（令和 2 年和歌山県規則第 63 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業、同条第 5 項第 2 号に掲げる第二種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）及び規則第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる小型定置網漁業をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする漁業に限る。）	16 隻
敷網漁業（いわし、あじ、さば又はめじかの採捕を目的とする漁業に限る。）	151 隻
定置漁業	61 ヶ統

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

和歌山県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を和歌山県まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする漁業に限る。）	16 隻
定置漁業	61 ヶ統

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

和歌山県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を和歌山県さんま漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

敷網漁業、流し網漁業（規則第4条第1項第6号に掲げる漁業をいう。）及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
敷網漁業（さんまの採捕を目的とする漁業に限る。）	26 隻
流し網漁業（さんまの採捕を目的とする漁業に限る。）	86 隻
定置漁業	61 ヶ統

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 和歌山県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。  
以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者による定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 和歌山県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者による太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号 1(2)、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号 1(2)又は日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 63 号 1(2)に掲げる漁業その他くろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (定置漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

### 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を、平成 22 年（2010 年）1 月 1 日から平成 24 年（2012 年）12 月 31 日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保とする。また、知事管理漁獲可能量の変更については、あらかじめ和歌山海区漁業調整委員会に了承を得た方法により配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、和歌山海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める知事管理区分の漁獲量を公表する場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。



(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 和歌山県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。  
以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者による定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 和歌山県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者による太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号 1(2)、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号 1(2)又は日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 63 号 1(2)に掲げる漁業その他くろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (定置漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を、平成27年（2015年）4月1日から平成30年（2018年）3月31日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。また、知事管理漁獲可能量の変更については、あらかじめ和歌山海区漁業調整委員会に了承を得た方法により配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、和歌山海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める知事管理区分の漁獲量を公表する場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

和歌山県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を和歌山県するめいか漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	61ヶ統

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 和歌山県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば又はごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者による中型まき網漁業(いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする漁業に限る。)

③ 漁獲可能期間

周年(7月1日から翌年6月30日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 和歌山県まさば及びごまさばその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば又はごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

和歌山県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまさば又はごまさばを採捕する漁業(1(1)②に掲げる漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年(7月1日から翌年6月30日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の和歌山県まさば及びごまさば中型まき網漁業区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量に、本県の漁獲実績に占める中型まき網漁業の比

率の直近5管理年度の平均値を乗じて算出する。ただし、算出された数量について10トンの位を切り上げ、100トン単位の数量を当該知事管理区分の知事管理漁獲可能量とする。

なお、直近5管理年度の間で漁獲状況が大きく変化したと認める場合には、その状況に応じて配分に用いる漁獲実績を直近3管理年度に限定する等の措置を講じる。

残りについては、和歌山県まさば及びごまさばその他漁業区分に配分する。

また、知事管理漁獲可能量の変更については、あらかじめ和歌山海区漁業調整委員会に了承を得た方法により配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、和歌山海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

#### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	61ヶ統

#### 第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める知事管理区分の漁獲量を公表する場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量の85%を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。